

## 大洗町議会政治倫理審査会 議事録

1 日 時 令和4年9月20日(火) 午後2時～午後4時38分

2 場 所 大洗町役場3階 議場

3 出席委員 委員長 菊地 昇悦 副委員長 柴田佑美子  
委 員 坂本 純治 委 員 勝村 勝一  
委 員 海老沢功泰 委 員 和田 淳也  
委 員 小沼 正男 委 員 石山 淳  
委 員 伊藤 豊 委 員 櫻井 重明

4 欠席委員

5 案 件

(1) 飯田英樹議員に対する政治倫理審査について

・飯田英樹議員及び今村和章議員からの聞き取り調査

6 その他

菊地委員長

定刻になりましたので、ただいまより政治倫理審査会を開催いたします。

ただいまの出席委員は10名であります。

携帯電話やスマートフォンをお持ちの方は、マナーモード、もしくは電源を切っていただくようご協力をお願いいたします。

初めに、この審査会ですが、条例第6条第5項の規定において、本会議は公開にする。ただし、委員の3分の2以上の同意があるときは非公開にするというふうになっております。公開、非公開についてご意見がある委員は挙手をお願いいたします。

【公開ですの声あり】

菊地委員長

ただいま、公開との発言をいただきましたが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

菊地委員長

異議なしということで、この会議は公開といたします。

傍聴者の方を入場させてください。

傍聴されている方をお願いいたします。この会議中、携帯、スマートフォンをお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにしてください。

また、発言中、拍手など、ご遠慮いただきたいと思います。

この設置された審査会は、調査請求があった内容について調査、審査を行って、倫理条例基準に違反しているかどうか審査する委員会であります。

前回12日に開催いたしました委員会では、当初、飯田議員及び今村議員に対し、聞き取り調査を行うこととしておりましたが、今村議員が体調不良のため欠席されたことに伴い、聞き取り調査を実施するかどうか協議していただきました。その結果、2名が揃っている状態での聞き取りが望ましいと決定したことから、日程調整を図りまして本日に至ったところであります。

お手元に配付いたしました「飯田議員・今村議員への聞き取り調査実施に当たっての確認事項」にあることを再度ご理解していただきながら進めていきます。

それでは、確認事項を事務局より朗読させます。

議会事務局 栗毛書記

それでは、事務局長、本日不在のため、私のほうで朗読のほうをさせていただきます。

資料のほう「飯田議員・今村議員への聞き取り調査実施にあたっての確認事項」。

上の四角の部分ですね。

今回の聞き取り調査は、調査事項について事実等の確認をするために行うものでありますので、本人に対し追求や非難をする場ではありません。

このことにつきましては、委員各位、しっかりご理解していただくようお願いいたします。

下の丸ポツのほうへ移ります。

本日の審査会は、お呼びいたしましたお二人からの意見を聴取するのみとさせていただきます。

調査対象者である飯田議員に対する聞き取りにあたっては、冒頭に本人からの説明（釈明）の機会をほうを与えます。

聞き取り調査を行う順番については、今回の調査対象者は飯田議員であることから、飯田議員、今村議員の順番で行います。

飯田議員、今村議員に対する意見聴取の時間は、それぞれおおむね1時間としまして、なるべく全員から質問をしていただきたいため、基本的には1人3回とします。

簡潔に質問のほうを行っていただくのとあわせ、重複した質問は控えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上となります。

菊地委員長

以上でございます。

改めて、その趣旨を踏まえですね質問をしていただきたいと思います。

それでは、飯田議員に対する聞き取り調査を始めたいと思います。

飯田議員、入場してください。

【飯田議員 入場】

菊地委員長

飯田議員におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、日程変更はありましたが、ご対応いただきましてありがとうございます。

当委員会は、大洗町議会政治倫理条例に基づき設置され、現在、「飯田議長の議会政治倫理条例違反の件」及び「飯田議長から議員への恫喝の件」について調査を行っております。

詳細の内容については、お手元にある文書のとおりとなっております。

また、ご出席いただくためにあたりましては、大洗町議会政治倫理条例第7条第2項の規定にあるとおり、「審査会は、前項（調査）の職務を行うため関係人の出席を求め、説明又は意見の聴取その他必要な調査をすることができる。」としていることから呼びしております。

飯田議員におかれましては、委員からの質疑等に対し、明確・簡潔にお答えいただきたいと思っております。

初めに、今回の申請に対して、釈明などございましたら発言をお願いいたします。

その釈明をされる際には、調査事項1及び2について、ご自身がどのように大洗町議会政治倫理条例を解釈されているのか、また、この調査事項に対してご自身がどのような活動、行動をされているのか、具体的には事実解釈の問題ではありますが、日頃の商工会の副会長の役割、こういうことが挙げられます。

また、恫喝したとされております具体的な日時や行動等も含めてお話いただきたいと思っております。

それでは、ご説明をよろしくお願いいたします。飯田議員。

飯田 英樹議員

それでは、お話をさせていただきます。

令和4年6月13日に今村議員が提出した動議に関連して署名書が提出されました。この署名書は、今村議員が作成し、和田議員、小沼議員と共に署名を集めたと聞いております。

今村議員が作成した署名書の不備、こちらをまずお話させていただきます。

署名書の文面を読みますと、「飯田議長は、商工会副会長であり、議会政治倫理条例に違反をしています。」と断言をしております。前回、この場でも柴田副委員長から和

田議員に対して、それを審査するのがこの審査会じゃないですかというお話がございました。全くそのとおりだと思っております。にもかかわらず、私を違反をしていると断定をして、町民の皆さんから署名を集めたということ、どのように署名をされた皆さんに説明をしたのかわかりませんが、飯田議長は違反をしているよ、間違いないんだよ、そうやって署名集めをされた。署名をした方は、あっ議長は違反をしているんだ、わかった、じゃあ署名をするよということで署名をされたんだと思います。これは大きな誤りであり、虚偽の署名書であるということを強く皆さんにお伝えをしたいと思っております。

そして、その署名書には、ここで動議を出されたときもそうですが、今村議員は倫理条例をこのように読みました。「町からの補助金を受けている団体の代表等に就任しないこと」、これは誤りです。正式には、その前に「原則として」という非常にこの条例の条文の中で大きな意味を持つ言葉があるにもかかわらず、これは故意に抜いたのか、それとも抜けてしまったのかはわかりませんが、「原則として」という言葉が抜けております。これによって大きな意味が、全く正反対になります。

どういうことか。広辞苑を引いてもわかりますけれども、「原則として」というのは、例外規定の文言です。仮に今村議員がここで読み上げたように、「原則として」という言葉が無いのであれば、私は倫理条例違反になるでしょう。しかし、この「原則として」という言葉がある限り、必ずしもそうではない、違う場合も認められる、それがこの「原則として」という意味だと。今回おそらく議員の皆さんも、この「原則として」という意味の重さ、この辺に関しては、それぞれ皆さん調べられたんだろうと思います。ですから、ここについては、これ以上は申し上げません。

そしてまた、この動議が提出されたのが6月13日ですから、私が商工会の副会長に就任したのは約1年前。じゃあなぜ1年たった今、この動議が、そして署名書が提出されたのかということになります。

今村議員が自らの責任の下に議会人として、これはあってはならないことだということで審査会を立ち上げる、動議を提出するという事ならば、1年前にやっておかしくない話だと思います。署名書を見れば、4月24日に開催された商工会の総代会で飯田議員が副会長になるのはおかしいんじゃないか、条例違反なんじゃないか、そういう声を聞いたと。じゃあ町民からそれを言われなければ、そのままにしておいたのかということなんです。ここの部分に関しても、私、後ほどちょっと説明をさせていただきます。

もともとこの倫理条例は、何を禁じるものなのか。役職を禁じるものなのか、それとも

発言する内容を禁じるものなのか。私は、発言する内容だと思っております。どうか。私は倫理条例、もちろん最初から理解をしておりますし、商工会、青年部終わってからです、私が議員になったのは。その頃からもそうですけれども、商工会の利になるような発言というのは、一切しておりません。倫理条例が頭の中に常にありますから、そういう発言は一切しておりません。しかし、この中には、自らの団体に対して利になるような発言をされている方が何度も発言をしていた、その事実は皆さんご存知だと思います。じゃあ役員にならなければ、一般会員ならば、何を言ってもいいのかということになります。そうではない。もともと要求・要望をすることがいけない話ですから、仮に会長、副会長になっても、要求・要望をしない、これであれば私は何ら問題はないと思っております。しかし、それも条例の中でうたっておりますから、そこに関して異を唱えるものではありませんが、そういう考え方を私はするべきだろうと考えております。

以前、この中でも、前にその役員をされていた方が役員を辞める、あるいは議員を辞めるということをした方がいるという発言がございました。議会事務局、そして商工会、茨城県商工会連合会、ここに確認をしました。どこにもそういった理由で役を辞したり、議員を辞したという事実は全くないと、そういうお話を聞きました。おそらくそれは、その方がそういったタイミングで辞められたから、そういうふうな解釈をされたのかもしれませんが。ここはわかりません。しかし、辞めたという事実はあったにせよ、この条例に反している云々ということで辞めたという事実は、一切ないということをお知らせいたします。

そして、私は商工会から副会長に就任してほしいというお話をいただいて迷いました。それは、この倫理条例が頭をよぎったからです。倫理条例を何度も読み返しました。局長にも相談をしました。商工会の局長、そして会長にも相談をしました。そういう中で、これまで先ほどお話をした条例の「原則として」という意味、これを読み解いていくなれば、原則として、もちろん本来であれば受けるべきではないが、原則として、この例外規定の話がある限り、言葉がここに入っている限り、ほかのことも認められると、そういう解釈ができる話だと思います。これはもちろん右という話、左という話、いろんな判断ができるでしょう。おそらく弁護士に聞いても、右だという方、左だという方、分かれる、どちらの考え方もあることは承知をしております。ですから、私は副会長に就任する前に、勝村議員、そして小沼議員にお話をさせていただきました。

勝村議員に、まず、実はこういう話が来てるんですと。どうですかね。なぜ聞いたか。

勝村議員は、仲買人組合の副理事長、要は私の副会長と同じ仕事をされております。ですから、私は勝村議員に「原則として」という意味があることを踏まえてお話をしました。勝村議員は、いいんじゃないかと、そういうお話をいただきました。わかりました。そしてその後に、日にちは何日か後になります。議会で小沼議員にお会いしたときにもお話をしました。小沼議員は、特に言葉は発しませんでした、うなずく感じで私に答えを出してくれました。私は、二人の了解を得たと思って商工会の副会長を受けました。

私は、じゃあ勝村議員、小沼議員が、条例に抵触しているということであれば、もちろんとっくにその話を私はしておりますが、私は二人が抵触しているとは思っておりません。なぜならば、二人の議員はそれぞれの団体で活動をして、活躍をされ、今日の議員としての姿があると考えております。全てそういったことを禁じたならば、議員のなり手不足を初め、この小さな町のなかにいろいろある団体、一人の議員が幾つもの団体に所属している、そういうところもあります。数ある団体と議会と有権者、町民の皆さんの関係が成り立つのか。それらを踏まえて考えなければならない問題だと思っております。

ちなみに、全国町村議会議長会では、国のほうに議員の兼業禁止という、これまで定められていたもの、これを撤廃してほしいという申し入れを令和4年度、今年度いたしました。今年度に関しては、与野党間で協議が整わなかったということで、次年度、令和5年度にもこれを改めて提出するという事で前回もお話ございました。

私が、改めてですが、この職を受けたのは、先ほどの例外規定と取れる「原則として、町から補助金の交付を受ける団体の代表等に就任しないこと。」これはいろいろな取り方があって、それを踏まえて勝村議員、小沼議員も、幾つもの職を受けられてきた、そう私は考えておりますので、一点の曇りもないということをお話でも町民の皆さんにお話をまいりました。

以上のことから、一つ目に関しては、全く違反には当たらないということをお話したいと思います。

2点目でございます。

2点目は、話の内容からしても、成り立つ話ではありませんし、私は恫喝は一切ないと断言させていただきます。なぜならば、今村議員は以前にも録音をしていたということがございました。私は常にそれが頭の中に上がりましたから、仮に電話をするとき、話すとき、いつ録音されてもいいように、証拠が出されてもいいように、私はそういう訴えをされないような話し方、それでこれまで意識をしながら話し合いをしてきましたし、そういっ

たことは一切ないということをお願いさせていただきます。

そして、署名書にあるところに関して言えば、今村議員の言葉を借りれば、これ、政務活動費についてです。これ、もともとは動議が出されたときには、政務活動費についてということで今村議員からの動議が出されたんです。私、何度もビデオを確認しました。しかし、政務活動費が出てくるのは最後のほんのちょっとのところだけなんですね。今村議員は、強くこの政務活動費について反対をされておりました。「なぜ反対する。反対されるほうの身にもなれ。金を持っている議員は相手にしていない。金がない議員のためにやってんだ。余れば選挙資金に回せる。議長なんかやりたくないのにやってやってんだ。」これが私の発した言葉とされております。どれも恫喝というものに当たる話し方は、先ほどお話をしたようにしておりませんし、「議長なんかやりたくないのにやってやってんだ」、やりたくないならばやらなきゃいい話ですから、私は自ら立候補したわけですから、この話は全く成り立たないということが言えると思います。そして、どういう話のくだりかわかりませんが、「余れば選挙資金に回せる」。この「余れば選挙資金に回せる」というのは、多分、政務活動費があれば通常の報酬を使わずに済むことができ、そしてそれを選挙資金に回せるという話なんだと思います。しかし、これの何が問題なんでしょうか。全く問題ではなくて、何を問題視しているのか私は全くわかりません。

以上のことから、二つ目に関しては、全く飯田議長から議員への恫喝の件という題名になっておりますが、これもなぜ議員へということで今村議員の名前がないのかわかりませんし、署名をされた25人の方のなかに議員が一人も入っていないということも、よく私は理解のできないところでございます。いわば25人の町民の皆さんは、内容もあまりわからないなかで署名をさせられた、私はある意味、25人の町民の皆さんにも大変申し訳ない、そういうふうに考えております。

以上のことから、一つ目、先ほどお話をした全く倫理条例違反には当たらないということ、二つ目、恫喝の件に関しては、これも全く当たらないということを皆さんにお伝えさせていただいて、私の釈明とさせていただきます。

以上です。

菊地委員長

飯田議員から釈明の発言がありました。

それではですね、これから各委員からの質問をお受けいたします。



初めに、調査事項1の「飯田議長の議会政治倫理条例違反の件」について、ご質問のある方は挙手を行って発言をしてください。海老沢委員。

海老沢委員

一つ目、1番項の飯田議員に対する政治倫理条例違反の件なんですけども、「令和4年4月24日の大洗町商工会の総代会が開催されました。その際、会員の数名からおかしいとの声があります」という記載がされていますが、この件に関しては、多分私も壇上で役員の役員の氏名を発表した日にちだと思います。そのときには異議なしで全会一致で可決された案件ですよ、この日にちに関しては。その後も懇親会には、私は出席、体調不良で出なかったんでわかんないんですけども、総会の場ではこの声は聞こえなかったっていうのが私の認識です。

以上です。

菊地委員長

飯田議員。

飯田議員

大変失礼いたしました。この4月24日というのは、今村議員から出されたものが、ここに署名書の1番のところですね、ここに4月24日に大洗町商工会の総代会が開催されましたとありますので、これは商工会の大会議室での総代会があって、そこでどうですかということがあって、異議なしという声が会員の皆さんからあったということだと思います。ですから、これに関しては、その場、ここでは議員の皆さんももちろんいらっしゃいませんし、ここにいらっしゃった役員の皆さんから、おかしいという声が後にあったとされておりますが、そのときにはそういう声が上がらないというのも無理はない話かなというふうに考えております。

菊地委員長

石山委員。

石山委員

飯田議員にご質問いたします。

1の飯田議長の議会政治倫理条例違反の件についてお伺いをいたします。

4月24日の日に商工会の総代会があったということですが、そのときの選出方法、商工会の役員のですね選出方法と、あと、その立候補っていうんですかね、自らその立候補してその役員になったのか、その点一点お伺いいたします。

菊地委員長

飯田議員、自席で答弁してもらって、マイク使って。

飯田議員

座ったままで失礼いたします。

まず、この4月24日とあるのは、多分私が役員に副会長になったのは、昨年の話ですから、これただ、日付は令和4年になってますか、これ署名書の方は。

【令和4年の声あり】

飯田議員

4年になってますか。多分これ、令和3年の誤りだと思うんですね。そのときには、先ほどもちょっとお話をしましたように、私は立候補したわけでも何でもなく、事前に、これはどの団体の役員選出、同じだと思うんですが、事前に理事お願いできませんか、あるいはこういう役職お願いできませんかという打診があり、そして、そこでまあわかりましたということが、その場ですぐ言うか、後々に言うかは別として、そういった形で本人が、じゃあ了承しますということでその役を引き受けるということになりますので、立候補してなるとかということではなくて、事前にそういう打診があって、そして先ほどもお話をしたように、いろいろ相談をしたり考えたりしながら慎重に私は令和3年の4月の24日の総代会の前の最後の理事会の直前に、ぎりぎりの段階で判断をしたというふうに記憶しております。

菊地委員長

石山委員。

石山委員

続いて、もう一問ちょっとお伺いいたします。

それで商工会の副会長をお受けになったとっておりますけども、先ほど飯田議員の先ほどの釈明の中で政治倫理条例のこの規定に関して、十分理解した上での就任だということだったんですけども、今までもこの商工会の副会長、または会長などに推挙されたことがあるのかがまず一つ、あとはですね、今回この商工会の副会長を受けるに当たりまして、何かその特段の商工会としての事情があったのか、そこをお伺いいたします。

菊地委員長

飯田議員。

飯田議員

これまでということですけども、すいません、もう一回すいません。

石山委員

これまでも、この商工会副会長とか会長などに就任してくれるよう打診があったのかどうかということです。

飯田議員

はい、失礼しました。

これまではありません。私は理事を、商工会青年部の部長時代からずっとやってきておりますので、おそらく15年ぐらい理事を務めてきたと記憶しております。

後段のは何でしたっけ、もう一つは。

菊地委員長

石山委員。

石山委員

後段はですね、就任に対してすごい迷いがあって、政治倫理条例を理解した上での就任だって先ほど申し上げましたけども、なぜ今回そう悩んで商工会の副会長を受けるに至っ

たかということの背景に、その商工会の事情がどういったことがあったのかということをお伺いします。

菊地委員長

飯田議員。

飯田議員

お答え申し上げます。

これは商工会の内部の事情もありますので、詳細なところに関しては割愛させていただきますけれども、昨年、会長、副会長、理事、大きく大洗町商工会は役員改選となりました。そこで、おそらく今は大洗町商工会は県内商工会で見ても平均年齢、一番若いといってもいいぐらいに若返りました。そういうなかで、現会長、そしてもう一人の副会長、そして私に副会長の打診がありましたけれども、そこに関しては先ほどお話をした詳細な部分については割愛させてほしいというお話をしましたが、あまり詳細なことはちょっとお話できませんけれども、私も倫理条例に抵触しないのであれば、これは商工会のために受けなければならないかなと、そういうふうに思ってその打診を受け止め、そして迷ったあげく副会長を受けたということでございます。

菊地委員長

石山委員。

石山委員

最後にもう一点お伺いいたします。この商工会の副会長を受けるに当たって、商工会への利益を求められたことがあるのかどうかだけ、一点聞きます。

菊地委員長

飯田議員。

飯田議員

これは先ほどもお話をしましたように、一切、商工会から何をしてくれ、かにをしてく

れということもなく、私、前回、商工会の理事会の終わった後にお時間をいただきまして皆さんにお話をさせていただいたときにも、これはお話をしたんですが、商工会の皆さんには大変申し訳ありませんけれども、私は今まで商工会の利になる発言を一切しておりませんと、それだけこの倫理条例というところの要求・要望というところを重んじて、自分で意識をして活動をしてきたということでございますという説明をさせていただきました。

菊地委員長

櫻井委員。

櫻井委員

飯田議員に質問いたします。

まず、なぜ受けたのかという背景を、今日とにかくお聞きしたかったんですけども、そこを釈明のなかである程度お伝えをいただくことができました。

聞いていると、局長等いろんな議員にも相談をして、そこで受けたといったところで、この条例というものをしっかりと自分のなかで読み解いて、そこで受けたと。最終的な、そこで受けた決断に至った背景というものをお聞きしたいんです。いいですか。

菊地委員長

飯田議員。

飯田議員

繰り返しになりますけれども、副会長、その打診がありまして、すぐに倫理条例というものが頭に浮かびまして、それまでは正直、私はそういう当事者になることも想定しておりませんでしたし、あまり意識をして倫理条例を見ていたということではありません、詳細な部分に関しては。ただ、その後、局長に相談したり、いろんな方に相談をして、そして自ら倫理条例を読み返し、読み解くなかで、そして先ほどお話をした二人の議員の方も務められている、この二人の方も違反をして務めるわけはありません。私は二人の方も、私と同じ思いで、そしてそういった役職を受けられたんだというふうに解釈して、私も最終的に、自らの団体の利になる発言、そういったことは一切しないと、これまでの考えを

貫き通すという思いで副会長を受けさせていただきました。

菊地委員長

櫻井委員は、終わりますか。

櫻井委員

大丈夫です。

菊地委員長

ほかにごいませんか。和田委員。

和田委員

飯田議員ね、これ、いろいろお話を聞かしていただきましたけれども、私、実はね、あなたが商工会の副会長だっているのは、この間の動議をもって初めてわかったんですよ。まさかね、あなたもご存知のように、過去に何人か商工会の副会長に就任されて、政治倫理条例があるということで、商工会の役員を下りられたり、議員を辞されたりしていた方がいたというのは、先ほどね、もう理事歴15年でしたか、やってるとおりわかっているんですよ。だから、まさかね、私はあなたがそういうふうに分かっててやってるとは思わなかった。

まあそれはともかく、条例とか法律とかがあってというのは、その条文に不備があったり何かしても、取りあえず守んなくちゃいけないっていうのが、まず一つ。

それとですね、その条文にいろんな解釈がある。これは当然ありますよね。解釈があって、右か左かわかんないようなときは、議員たるもの、やはり自分の身を処すべきではないのかと、そういうようには思っております。

ですから、まずその条例とか法律に不備があるのであれば、自らの立場を正して、それからまた皆さんに諮って条例改正をすとか、そういうのが道ではないかと思えます。

それとね、出どこ不明なんですけれども、実はこの署名のなかにね、私の母親の名前がございます。それで、この間、勝村議員がこの名簿はこの間の初会合の時に初めて知ったと。その初めて知ったんですけども、その前にわかってた議員さんがいる。これはちょっとどうなんだろうね。こういうふうにして、それから、何か話によると、議長は飯田議員

は、この署名人のなかに、何でこんなの書いたんだと言いに行ったという方もおります。私、その方に話を聞きました。間違いありませんということですね。それで、その行為ってどうなんですかということ。これ危なくていろんなものには書けないですよ。それで、当然ね、これ署名した方は、先ほど訳がわからなくて署名したようなことを言われてましたけど、これちゃんと文書が付いて署名されてるんですよ。署名された方に対して、かなり失礼な話じゃないかと思います。

まずですね、この辺のところ、この文書の扱い、それに対して、議長という立場であって、これを見るのは問題ない。が、ほかの議員がそれをいち早く、会議の前にそれを知っているという事実、これどうなんでしょう。非常にその文書の取り扱い、また、議長が見せなければわからないはずですよ。【削除】では見せるはずがない。ということは、その議員は、議長から見せられたということなるんでしょう。これね、この個人情報のね大変な騒ぎをする個人情報保護でね、その時期に、議員にも守秘義務っていうのはあるはずなんで、それを違反されてたということでしょうね。これをね、これ釈明ではない話なんでね、気軽にね、まあ見てみんな、こんだけ署名がきたよって見せちゃったということもあるでしょうけれども、それではまずいんだ。だからね、まず自分の身を正して、それから条例に不備があるのであれば、先ほど言われたように、右か左かどっちの解釈もできるっていうことであれば、やはりそれは議長としてね、じゃあこの政治倫理条例、政治倫理ですからね、それでね、先ほど飯田議員は、自分は商工会のために何も一切言ったことがない、多分そうでしょう。ところが、役場の職員なんかそうじゃないんです。議長が言った、飯田議長が言った、何か言われた、そしたら、これはもう、例えば普通の町民だったら予算がありませんよで一蹴しちゃうような話でも、何とか考えましょと、議員ってそういう立場なんです。これも飯田議員がわからないはずはないんだ。なって一期や二期の人たちはわからないかもしれないけども、もう四期もやればわからないはずはない。そういうような立場なんです、議員って。だからこそ議員の倫理条例っていうのは必要になってきて、我々もそれに賛同して作った。

飯田 英樹議員

ちょっと委員長、これ議論が出来ない。ちょっと切ってもらっていいですか。

菊地委員長

3回できますのでね。3回できますので、それで足りなければ、また後で質問してください。

和田委員

取りあえず、今まで飯田議員の話を聞いてて感じたのはこういうところ。

菊地委員長

質問ではないんですか。

和田委員

質問です。

菊地委員長

質問ですか。何を聞きたいのか、感じたことじゃなくて。

和田委員

じゃあまずね、第1に、先に倫理条例に違反することで副会長に就任するかしないか迷った。迷ったということは、どちらにも、違反だろうかな、違反じゃないかなという思いがあった。なぜ違反じゃないのか、違反なのかなと思いがらなっただのかが一点。

それから、署名の議長以外に見られるはずもない署名を議員が知ってたということは、議長が見せたのかなと。これは個人情報保護法に引っかかりはしませんかと。これは引っかからないとは思いますが、議会の運営の問題だからね。ただし、その個人を特定できる問題、これをどういうふうに取り扱ったのか。まあその辺ですね。2点。

菊地委員長

それでは、飯田議員。

飯田議員

まず、先ほどもこれはお話をしました。迷ったというところは、倫理条例がすぐに頭に



浮かんだからということは先ほどもお話をしました。そして、最終的になぜ受けたのかというところは、「原則として」という言葉を読み解いた上で就任をさせていただいた、引き受けたということを再三私は申し上げました。これがまず1点目の答弁です。

そして二つ目、私がほかの議員にその署名書を見せたんだらうということだと思いますけれども、私は一切見ておりません。これが、この文書が来た後に、私は事務局でほかの議員と会ったりしたことは一切ないということをお話させていただきます。

菊地委員長

和田委員。2回目ですね、今度ね。

和田委員

じゃあ、ほかの議員さんがこの署名を知ってたというね、それはどういうようなことが考えられますか。何で知ってんのかなと。

菊地委員長

ちょっと待ってください。答えられます。

飯田議員

答えますよ。

菊地委員長

じゃあ、飯田議員。

飯田議員

それはわかりません。

菊地委員長

和田委員、3回目ですね、今3回目です。どうぞ。

和田委員

わからないというのはね、答えになってます。わからないの。じゃあ何で知ってんだろうねという話。

飯田議員

私はわからない。

和田委員

あなたはわからない。じゃあわかっている人、誰かいるのかな。わかっている人いたら教えてくださいな。

菊地委員長

飯田議員。

飯田議員

先ほど和田議員からのお話のなかで、条例改正をするなり、自分の身を正してというような話がありました。私に言わせれば、じゃあ勝村議員、小沼議員はどうするんだというところ。

菊地委員長

ちょっと、それで終わってください。取りあえずね。

ほかにありませんか。じゃあ、和田委員、どうぞ。

和田委員

皆さん一緒ですよ。もしね、大洗町、条例どこだ、大洗町からの補助、これをいただいている団体のっていう前書きがありますから、補助をいただければ、それはそれでやはり身を引くところは引く、やるべきところはやる、それでいいと思いますよ。ただ、一度ね、身を正して、それからまた、先ほどの話のなかでは、二、三の議員にいいか悪いか聞いたと。これもまた片落ちだろうとは思うんですよ。もしそういうことがあれば、また全員協議会とかそういうなかでね話をして、全員の賛同があれば、それはまた話が違うんだ

ろう、この原則の解釈にしてもね。この原則って解釈は、また全然違っちゃうと思うんだな、人によってね。だから、その解釈をちゃんとする、そういうような作業が必要だろうと、そういうことですよ。

委員長、そんなもん。

菊地委員長

じゃあ飯田議員。

飯田議員

繰り返しになりますけれども、これ、原則としてという意味を、和田議員も調べられているでしょうし、理解されていると思います。

和田委員

みんなわかってるよ。

飯田議員

ですよ。そうすると、こういう話には私ならないと思うんですよ。で、私、先ほどもお話をしたように、どちらとも取れるという話をしました。ですから、よしとする方、ちょっと待ってくれという方、いらっしゃると思います。でも、私今回こういう判断をしましたけれども、じゃあ勝村さん、小沼さんは、これまでどうだったんですかと。私が就任して1年でこれだけ責められてますけれども、これまで何年も仕事をされてきて、小沼議員に至っては四つもあるんですよ。そういうことがありながら、私だけにこういう話をするとするのは、私はおかしい話だろうと。ですから、私は今村議員が動議を提出したときにも、何で私だけなんだと、ほかにも同じ抵触する議員、私が抵触しているというならば、同じ議員もいるんじゃないかと、そういう話をしたところ、今村議員は、いや、そういう議員はいないと。最終的に前回休みましたから、その前のとき、話して、農水に行ってこいと、私言いました。そうしましたら、あっ補助を受けてたんですねと、そういう話で今村議員は理解をされました。ですから、今回、繰り返しになりますけれども、原則としてという言葉の意味の捉え方、これですよ。ですから、私と和田議員は捉え方が違う、ほかの議員も捉え方が違うかもしれない。でも、これまでも勝村議員、小沼議員がやられてきたこ

とを、私は理解しております。ですから、先ほどお話をしたように、今、大洗町のなかで、これを全て撤廃していったらば、団体との関係が成り立たなくなる。そして、先ほど私が職員に対して何かを言うと、それがという、要は忖度をしてというような話があったかもしれませんが、私はその辺のところも理解しておりますので、そういったことも一切言ったことはありません。

以上です。

菊地委員長

和田委員。

和田委員

あのね、人は人で、じゃあ今度は飯田議員がもうあれですよ、告発すりゃ、告発、動議出せばいいでしょう、それはそれとして。動議が出たんだから、それによってこの調査会が開かれてる。だから、人がやってっから俺もやるじゃないでしょう、それは。だから、それは違うと思うんだよね。だから、過去ね、この問題で辞めたり何かした人が二人いるんですよ。それで、一切、商工会のために言わないって言うてるけども、それはそれで違う話なんですよ、議員という立場が。だから議員に対して政治倫理条例が必要だろうと、そういうにあってねできた条例なんです。だから、これをね、例えば前例無視して、じゃあ俺はいいんだ、やるんだ、頑張っちゃうと、それはいいですよ、それはそれで。大洗町の議会ってのは、じゃあ何のために条例持ってんだ。何もいらんないじゃない、それだったらということになっちゃうでしょう、極論言えばね。だから一回身を処して再度やったらいかがですかと、私はそう提案してんの。

菊地委員長

飯田議員。

飯田議員

先ほどもお話をしましたが、これまで辞められた方がいるというところに関して、何らその方が、方たちが、倫理条例があったという辞めたという事実はないんですよ。辞めたという事実はあります。しかし、それが倫理条例を理由に辞めた、そういったことは一切

ありません。

そしてもう一点、先ほどの和田議員の論法からいけば、議員はどの団体にも所属できないっていうことになりますよ。私は商工会の副会長です。副会長にならなくても、以前15年、理事を務めてもおりました。そのときだって、じゃあ私が行けば、同じように職員が付度するということですから、それをやっていったら、それがまずいことなんだって言ったら、どの議員もどの団体にも所属できないことになっちゃうじゃないですか。それが先ほど私がお話をした町の現状に合っていないことになっているんだという話です。

菊地委員長

和田委員、3回目ですね。

和田委員

あのね、それは違うんですよ。どこの団体にも所属できないなんて、そんな話はないでしょう。条例に書いてあるんですよ。会長等に就任してはならないと。だから、逆に言ったらね、会長等、副会長に就任しないで、その団体に属して、その団体のために頑張っただけでいいじゃないですか。町の、町のね、補助をもらってない団体だったら問題ないわけですよ、会長なろうが何しようが。そういうことです。だから全然それは話が全然通らないよ、それは。

菊地委員長

飯田議員。

飯田議員

じゃあ会長、副会長じゃなければ、一般の理事、一般会員ならば、何を言ってもいいってことですよ。そういうことなるじゃないですか。和田議員がおっしゃってるのはそういうことですよ。

【そうそうそうの声あり】

飯田議員

でしょう。そしたらば、だから先ほど私がお話をしたように、そしたらば、議員はどの団体にも所属できなくなりますよということを書いてんのです。

菊地委員長

そのほかありませんか。皆さん。小沼委員。

小沼委員

先ほど来、和田議員の言ってる話は、誠に正当な話だと思ってんですけども、まあ飯田議員も一生懸命ね、自分を正当化しようとして話はしてるんでしょうけども。個人情報保護法じゃないんですけども、先ほど和田議員の言った署名書、ほかの議員が何で知ってるのか。これはね、私も飯田議員にツイッターに挙げられてんですよ。これツイッターって全国に発信してんですからね。

全世界に。こういうことを平気でやる人が、私は本当にこれが大丈夫なのかなと思っちゃうんですけども、これ書いてますよね。ツイッターに上げてますよね。

菊地委員長

じゃあお答えください。

飯田議員

繰り返しになりますけれども、個人情報のその部分、それは私はもちろん見ておりましたけれども、ほかの議員のところには、ほかの議員がどうのこうのは先ほどもお話をしたように、全くわかりませんということ。そして、私がツイッターに書いたのは、全て事実で、予算を通っている、議会を通っていることに対して、私はツイッターに書いたんです。虚偽のこと、あるいは個人情報の外に出してはいけないこと、そういったことは一切書いておりません。これに関して言えば、小沼議員で言うならば、まず大洗町土地改良区の副理事長、大洗町の農地と環境を守る会会長、大洗町プラスチック処理協議会会長、大洗町病虫害防除協議会副会長と、この四つの役割を今果たされているということで、これがいくらずつ予算付けされているかっていうのは、みんな予算は出てるわけですよ。私はこういうことが実際予算付けされてんですよ、そういう役職を小沼議員はされてんですよということを発信しただけで、それは発信元となった相手方がいるからそういうやり取りを私はしたわけですから、この情報を表に出してはいけない情報だとしたならば、これは大変な話であって、これは全て、3月に議会を全て通っている予算だということを申し上げさせていただきます。

菊地委員長

小沼委員。

小沼委員

あの、フルネームでね書かれて、予算が執行されてる、出てる、もれなく書いてあると。取り方によっては、それは私がどうにかしてるというようなふうを感じ取る人もいるわけですよ。違いますか。

菊地委員長

飯田議員。

飯田議員

それは取り方ですから、私はあの書き方は通常書き方であって、あれがどこかに例えば出されたときに、これは出しちゃいけない情報だろうということには全く当たらないと考えております。

菊地委員長

小沼委員。

小沼委員

あとそれからですね、今、今の話じゃないんですけども、先ほど議員のなかにも飯田議員が知ったと同じ日にわかっていた議員がいるという話は、私も聞きました。これね、議員の中でのいるかないかはっきりしたいと思いますけれども、いかがですか。

菊地委員長

飯田議員に対する質問ということで今やっていますので。これ3回目ですのでね。

小沼委員

ですからね、私は見せてないっていう話してますけど、何で同じ日にわかっている議員がいるのか。誰に見せてんのか、これがはっきりしなかったら、これ大変な話です、これ。

個人情報保護法なんだから。

菊地委員長

これ答えますか、飯田議員。

飯田議員

これ、先ほどもお話をしたように、私は自分ではもちろん、議長に対して提出されているやつですから、議長としてそれを見ました。しかし、それをほかの議員に言いふらしたり、教えたりということは一切しておりません。

小沼委員

だからその答弁がおかしいってんだ。ほかの議員が何でわかってんのか。

菊地委員長

その件については、この場でちょっと説明するっていうのは、また違うことだと思いますので。

ここで、ほかにございませんか。勝村委員。

勝村委員

すいません、今、小沼君から出ましたけども、飯田議員に申し上げます。僕の方もちょっとね挙げられてますので。

先ほど小沼君から出ましたけども、あの書き方だと、僕がもらってるような感じに取られる可能性が高いんです。あれ、組合で平成29年度まではいただいてましたけども、今、予算付けとしては10万で、それは一切、仲買人組合ではもらっておりませんので、はい。予算付けはしていただいています。そういうことは今日、傍聴者来てますから、はっきり言っとかないと、何か副理事長がもらってるような感じに取られるあれがありますので、ここで釈明ではありませんけども、これはあくまでも今までもらってた組合だし、多かれ少なかれはねあるかもしれませんが、そういう見解で、あのときは平成で書いてありましたけど、平成って書いてなかったかな、29年度ということで、それは30万円いただいてましたけど、それ以降は今いいでしょうということで、裕福ではありませんけども仲買人組



合も、予算立てはしていただいているんですが、復活するのなかなか大変だということで、一応、予算立てはしていただいています。今10万ということで。それは一切いただいておりますので、ここで釈明ではありませんけどもお話だけはしておきます。すいません。よろしくをお願いします。

菊地委員長

答え求めますか。じゃあ飯田議員。

飯田議員

先ほどの小沼議員と同じ話ですけれども、あれを個人がもらってるというふうに解釈する方がいたならば、それはよっぽどなことだというふうに私は考えます。

【失礼な話の声あり】

飯田議員

いや、そういうふうにする方、誰もいませんよ。誰もいません。そして、現在その10万の予算付けという話ですけれども、3月の議会で議会を通っているわけですから、実際もらってなくても予算付けをされているということがあるわけですから、議会を通っているんだから、それは予算をもらってるのと同じことですよ。それは以前にもお話をさせていただきましたように、これがもらってないということにはあたらないというふうに私は考えております。

菊地委員長

勝村委員。

勝村委員

いやこれ、水掛け論なっちゃうかもしれませんが、いや、予算は付けていただいているんだけど、現にもらって使ってるわけではありませんから、飯田議員、商工会の場合はね、予算付けさせていただいて使ってるでしょうから、そういう見解かなと思ってますし、フルネームで僕書かれてるんで、同じくね。取り方によっては、何だよ、勝村、30万円もらってんのか、10万もらってんのかってなっちゃう可能性がね、普通の常識ある方はそれはきつくないと思うんで、仲買人組合の副理事長ということで認識されている方は、そ

れはないと思いますので、その点はわかりますけども、ちょっとAとかBとか書いていただければよかったかなと思うんですが、フルネームで書いていただいたんで、先ほどもありましたけども、津々浦々まできつと出たかなと思ってますけども、まあそういうことで、すいません、答弁ではありませんけども、よろしくお願ひしたいなと思います。終わります。

菊地委員長

ほかにありませんか。

なければですね、調査事項の「飯田議長の政治倫理条例違反の件」というこのことに関しては、以上で質問を閉じたいと思います。

それでは、続いて、調査事項2の「飯田議長から議員への恫喝の件」、この件に進んでいきたいと思います。ご質問のある方は挙手の上、質問をしてください。勝村委員。

勝村委員

これは飯田議員と今村議員の二人の問題だと思いますので、いかがですかね、質問は出るかもしれませんけどもね、委員長、いかがですかね、取り扱いのほうはどうなんでしょうね。

菊地委員長

ほかにございませんか。伊藤委員。

伊藤委員

先ほど飯田議員の説明のほうでは、下のほうから、この、議長なんかやりたくないのということがあったりしたんですが、恫喝するしないにせよ、飯田議員は、この「議員」って書いてありますが、9月13日の今村議員の動議にありますとおりの大体同じ内容なので、飯田議長は今村議員に対して、このようなことを言ったというのは事実かどうかというのを確認したいと思います。

菊地委員長

飯田議員。

飯田議員

ここに書いてあること全部を発言したかというのと、発言はしていないと思います。ただ、ちょっとすいません、そこに書いてある発言をしたものもあると、いうふうに記憶しております。

菊地委員長

伊藤委員。

伊藤委員

本当に言った言わないになってしまうんですが、その時っていうのは、どの場で言った、あの時、政治倫理条例の可決がされた後に、ちょっと飯田議長と今村議員が話してるなっていうのは私ら端から見て思ったんですけど、その時の状況を教えてください。

菊地委員長

飯田議員。

飯田議員

多分、どういう場の後かはちょっとしっかり記憶はしていないんですが、私は今村議員を呼んで議長室で二人で話をしました。話の内容については、署名書に書かれているこういったこと、そのほかには、これはほんのごく一部の話であって、そのほかにはたくさんのいろんな話をしております。ですから、それは全部詳細にここで申し上げるのは適当ではないと思っておりますので、詳細については申し上げます。

菊地委員長

伊藤委員。

伊藤委員

では最後に質問します。ある程度、飯田議長が今村議員に言ったという事実なんですけど、そのときの今村議員の反応っていうのを最後に教えていただけますか。

菊地委員長

飯田議員。

飯田議員

反応ですか。まあ私が先ほどもお話をしたように、ここに書いてあること以外にもいろんな話をしました。その、その中で、ああ、それはわかりませんでした、そうだったんですかというような話、あるいは私に反論するような話、いろんな反応があったと記憶しております。

菊地委員長

ほかにございませんか。

【なしの声あり】

菊地委員長

なければですね、以上をもって飯田議員に対する調査を終了いたします。

飯田議員、ご協力ありがとうございました。

【飯田議員 退場】

菊地委員長

それでは、ただいまから10分休憩、20分再開いたします。

【午後 3時09分 休憩】

【午後 3時20分 再開】

菊地委員長

定刻になりましたので、引き続き審査を進めます。

次に、今村議員に対する聞き取り調査を行います。

今村議員、入場させてください。

## 【今村議員 入場】

菊地委員長

今村議員におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、体調がちょっとねすぐれないということでもありますので、大変ご苦労様です。日程変更はありましたが、ご対応いただきまして大変ありがとうございます。

当委員会は、大洗町議会政治倫理条例に基づき設置され、現在、「飯田議長の議会政治倫理条例違反の件」及び「飯田議長から議員への恫喝の件」について調査を行っております。詳細の内容については、お手元にある文書のとおりとなっております。

また、ご出席いただくにあたりましては、大洗町議会政治倫理条例第7条第2項の規定にあるとおり「審査会は、前項（調査）の職務を行うため関係人の出席を求め、説明又は意見の聴取その他必要な調査をすることができる。」としていることから呼びしております。

今村議員におかれましては、委員からの質疑に対して、端的、そして明確にお答えいただきたいと思います。

それでは、委員から質問をお受けいたします。

初めに、調査事項1の「飯田議長の議会政治倫理条例違反の件」についてご質問のある方は挙手をもってお願いいたします。ありませんか。和田委員。

和田委員

今村議員にお尋ねします。

まずですね、飯田議長の議会倫理条例違反、これはね、私はしっかり条例違反だと思っております。というのは、こういうことで過去に2名の議員の方が議員辞職をしたり、また、団体の役職をお辞めになったという前例がございましてね、それに照らせば、もう間違いないと。先ほど飯田議員は、何だっけ、前例が、前例じゃないわ、ど忘れしちゃった、ごめんなさいね。その解釈について、いろいろ多々あったんですけども、これはね、解釈云々よりも、まず議員がこういう政治倫理に抵触するようなことがあってはいけないという、議員というのは、またちょっと違う立場なんだということをお話したんですが、それはさておきね、今村議員は、これは飯田議員はこの条例違反、政治倫理条例違反をされるといいますか。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

和田議員の質問にお答えいたします。

私はですね、この案件はですね、私個人がただ単に飯田議員に対して責めたてる意味で行ったものではなくてですね、商工会の総代会のなかで出てきた話なんです。4月ですね24日に商工会の総代会が行われました。そのなかで総代の方から、飯田議員が違反してるということでありまして、私もそのときに、ああなるほどというふうに思いました。ですので、今回こういうふうな発言をさせていただきましたけども、そのなかで先ほど和田議員が言われるとおりですね、前例があるということで、これは前例に沿ってなってるんじゃないかなと私は思っております。

菊地委員長

和田委員、よろしいですか。

和田委員

はい。

菊地委員長

先ほど、小沼議員から挙手がなかったけ。あ、柴田委員。

柴田委員

この署名書について何点か伺いたいと思っております。

まず、この署名書を作られたのは、どなたかご存知でしょうか、一点。

そして、この署名書の内容なんですけれども、「第4条、議員は次の各号に挙げる基準を厳守しなければならない。(5)町から補助金の交付を受けている団体等に就任しないこと」というふうに記載されておりますが、この倫理条例では、正式には、「原則として町から補助金の交付を受ける団体の代表等に就任しないこと」と、これが正確な原文であります。これが、「原則として」という言葉が削られております。これは故意に削って掲

載したのかどうか、2点目ですね。

お願いいたします。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

先に2問目の質問から、先にですねお話をさせていただきます。

倫理条例の文章を読んだなかで、この「原則として」という部分がどこにも当てはまらなかったんですね。例えば、原則としてということであれば、当て職はとか、ほかの文章が多分どちらかにあると思うんですが、その部分がなかったということで、私は動議のときにこの文章を取り除いて、わかりやすくお話をさせていただいたというのが「原則として」というのがないお話の一点です。

これがある後輩の議員から心配して言われたときには、原則としてがないとまずいんじゃないのと言われましたけども、その件については、これは皆さんで協議していくしかないのかなと思います。私としては、原則としてがないことによって、わかりやすく動議のなかでお話をさせていただいたというところであります。

次に、1番目のですね署名書に関しましては、これはある先輩議員のほうからもですね、これはもともと全員協議会でこういうその審査をしなくちゃならないということで、議会、13日ですね、3月の13日でしたか、この動議の後に全員で全員協議会開いて審査するというような話がありましたが、一向にその全員協議会が開かれないということで、ある先輩のアドバイスでは、これは全協が開かれないのであれば、別な部分でこれ審議することも一つだということでアドバイスをいただきました。その中で、アドバイス得た中で、私はできれば全員協議会が開いていただきたいなと思っておりましてけども、準備しておいたほうがいいよということで、私はこの文書は作りましたけども、最終的にはほかの議員のほうに預けた形になっております。

以上です。

菊地委員長

柴田委員。

柴田委員

今この倫理条例を違反してるかどうかということを審議するに当たって、この「原則として」ということは大変重要な文だと思います。この「原則として」と付いてることによって、先ほども飯田議員のほうからお話がありましたけども、物事に関する基本的な規則、決まり事を述べる表現です。この「原則として」があることによって例外が許容される場合があるという意味合いを含むことがあるということで、ここが一番やはりその個人によって読み取れることが違うのかもしれませんが。原則として、ただ、原則としてと付くことによって、これは例外もありますというふうに読み取れると感じております。この動議のときにも「原則として」は外しておりました。動議は全く今回は関係ありませんけれども、この署名の文書、今、今村議員のほうから作ったのは自分自身ですというお話がありましたけども、この「原則として」というのがここにも故意に外されているように私は感じました。この審査会については、やはりそのあるかないかによって大きくその判断が分かれるところでもありますので、これ、故意に外してその署名を作ったということは大変重大なことではないかと私は感じます。この「原則として」ということがないことによって、これ、補助金を受けている団体の代表に就任してるんだっていうふうに読み取れるんじゃないかと思います。そのことに関しては、どのようにお考えでしょうか。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

先ほども述べさせていただきましたけども、取り方だと思います。これは柴田議員言われるとおりに、「原則として」が本文ですから入れるべきだったのかもしれませんが、ただ、この原則に当てはまる文章がどこにもないんですよ。先ほど柴田議員は、これが付いていることによって大きな差があると言いましたけども、逆にその大きな差って何だか教えていただけますでしょうか。私から質問なっちゃいますけども、大きな差っていうのが、どう違ってくるのかっていうのが私はちょっと、私自身がわからないので、柴田議員が言われたその大きな差っていうのをちょっと教えていただければいいかなと思うんですけど。



菊地委員長

柴田委員。

柴田委員

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、この例外規定という、その規定が明確に出てないことが、この条例に関しては少し不備があったというふうには感じます。ただ、「原則として」ということに、この一文に関して、その例外もあるというふうに認められるその規定が記入されてなかったことに関しては、第1回目の審査会にもこの審査書が終了後、この条例は見直していくべきではないかという意見がたくさん出ておりましたけれども、このことが大きな違いであると思います。読み解くなかで、その「原則として」があることとないことでは大きな違いがあると思います。

菊地委員長

質問ですか。質問ですね。ほかにございませんか。勝村委員。

勝村委員

今村議員にちょっとお尋ねしますけども、飯田議長が議長になったときに、どうしてこうやらなかったのかな、今さら、そのときにもきっと不備はあったような気もするんですが。そこら辺をちょっとお尋ねしたいんですが。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

これはタイミングが違ったというだけの話であります。あくまでも私が総代会に出た時に、その総代会の、商工会の会員さんですね、会員さんからご指摘受けたと。こういうその事例があるし、違反だろうということで、ちゃんと議会で審議しなさいよと、議会で発言しなさいよということでありましたので、このタイミングでの発言になりました。ですから、その前に確かに副会長になってたんですね。ただ、言われたタイミングがその総代会と。ただ、私からすれば、これは商工会の会員のなかのほうから出てきた話ですので、

会員イコール町民ですから、町民から言われたことは議会で審議するべきで。また、動議で何でやったかという、これはね個人攻撃になってしまえば、SNSとか何かでやれば、それで済んじゃう話で、そうじゃなくてですね、あくまでも議会でちゃんと審議するということなので、動議という手段を使わしてもらったんです。その動議というのは、皆さんご存知のとおり、発議ですよ。発言させてもらうための方法の一つです。動議の出したのがいいとか悪いとかっていう話をする方がいるんですが、動議はあくまでも議会で議案の審議をするための方法の一つでありますので、その方法でお話をさせてもらおうと。だから、言い方あれですけど、商工会の方の内部告発がその時点であったということで私は受け止めております。

菊地委員長

勝村委員。

勝村委員

今村議員、ありがとうございます。よくわかりましたので、ちょっとあれを逃したと、という話だと思いますけども、先ほど柴田議員から出ました原則ということなんだけど、これ、先駆者がね、僕らが作った政治倫理条例なんで、今ね、その変える変えないの話ではありませんので、これにのっとってきちんとしたね討議をして、結果を出して、その後この政治倫理条例の何かしかを討論するのが筋かなと思ってますので、ここでその発言してはいけないなと思ってますし、これもうできてますからね、既に。大先輩らが作ったんですから、僕らのもうずっと前、十期生もおりました。八期生もいました。そのなかで先ほど和田議員から出ましたけども、確かに政治倫理を作った時にいました。辞めました。トップをやりたいので会長を下りてます。もう一人の方は、議員を辞職してます。それは商工会のそちらをやりたいということで、議員を辞職してそちらに行ったという経過です。だから、先ほど飯田議員から出ましたけども、大洗でそういう事例があります。これははっきりと、僕ら関わってますからね、すいません。一人の方は、僕が関わりました。大先輩は自分から身を辞して、その商工会のほうのトップを下りまして、こっちのトップをやったという経過です。委員長もきっと知ってると思いますので、そういう経過なんで、よろしくお願ひしたいなと思います。以上です。

菊地委員長

答弁できますか。お答えできません。ない。

伊藤委員。

伊藤委員

先ほど、この署名書自体も今村議員がお作りになったと聞いたんですけど、この日付はどうかのじゃないですけど、商工会の総代会が開催されました。その際、会員数名からおかしいとの声ありましたっていうんですけど、ここが先ほどの飯田議長の件と食い違っているんですが、総代会で全会一致で承認されたということなんですが、おかしいというこの事実は、この数名というものの証明というものはできるでしょうか。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

文章的に総代会の開催されましたということで、その中でという、その際になんですね。その中じゃない、その議案の中じゃないんですね。議案の中で出てるのであれば、そこで実際におかしいって話になるでしょうけど、その中じゃなくてですね、あくまでもその際に会員さんの中から出てきた話。

それっていうのは、商工会で審議する内容じゃないんですよね。あくまでも基本条例、この倫理条例は議会の条例ですから、そちらでちゃんと審議しなさいよということでありましたので、商工会のその総代会の中での話っていても、その議案書の中の話じゃないということですよ。

菊地委員長

伊藤委員。

伊藤委員

質問2点にしたいと思います。その数名のおかしいっていう声を、署名書で出してるということは、これ、今村議員が作られて、この25名の方が全員承知をしていたっていう

ことなんですかね。この署名書の名前を見ると、その総代会に出てない方もいると思うんですが、それを皆さん承知していたのかということが一点と、この政治倫理審査会というのは第8条の政治倫理違反の疑いがあるときに、ここの審査会に諮られるとなるんですけど、この書き方では、議会政治倫理条例に違反をしていますと、この言い切った文面を今村議員が作られた経緯というものを説明ください。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

まず一点、これ署名が最初じゃないんですよ。動議の中で私がお話した内容は、この内容でお話をさしていただきました。ですので、このおかしいといった中に、この署名されている方と、それが一致するかということは、また別です。また、個人情報もありますので、誰がどう言ったかというのは私は控えさせていただきますけども、あくまでも動議で言われたときの話でなりましたが、その後、先ほどもちょっと柴田議員の説明のときでしたっけ、和田議員のときだかはちょっと今抜けちゃってますけども、その後、全員協議会で審査しなさいよということになりましたけども、議会では。ただ、それが進まなかったということで、この署名書が上がってきたということです。私は文書は作りましたが、その後はほかの議員さんにお任せ、お任せっていうかね、預けてありました。できれば全員協議会のなかでね、皆さんで審議するのがいいかなと思ってましたが、なかなか進まなかったっていうのも現状で、こういう形になったのかなと思っております。

2番目ですが、もう一度、2番目いいですか、質問。

伊藤委員

はい、続けます。政治倫理審査会が行われる理由として、政治倫理基準に違反する疑いがあるとき、連署をもって調査の請求ができるとなっているんですが、この署名書がその請求書にあたると思うんですが、ここで違反をしていますという断言して作ってしまったこの経緯について説明をお願いします。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

断言して作ったわけじゃなくて、あくまでもこれ文章で、動議の中で話した内容が盛り込まれているだけであって、こういうことがありましたよということで署名なってますので、私が断言したわけじゃないです。確かに文章的にはこうなってますけども、この文章をもとに署名した方が、疑いがあるんじゃないかっていうので出してるのが審査会の内容だと思いますので、それは順序が違ってくるんじゃないかなと私は思いますけども。

菊地委員長

伊藤委員、3回目です。

伊藤委員

それでは、その動議のときの件と、この署名書が非常に酷似しているので、動議のことについて聞きたいと思います。

私も今村議員と一緒にいろんな活動をやって、大先輩でありますし、商工会に入って、消防団入って、あるいは大洗町の野球連盟審判部なんかもずっと同じで背中を見て私たち活動してるんですが、この商工会副会長、補助金を受けている団体の代表等に就任していることが違反とするならば、今村議員が現在、現在じゃない、議員になられた当時、商工会青年部の副部長やっておられました。今で言えば、消防団では副団長をやられております。そして体育協会、スポーツ協会の野球連盟の審判部の副部長も受けております。これと飯田議長が商工会の副会長を受けているところの差異っていうのは何なんですか。その違いというのは。これを一方的に、飯田議長が商工会の副会長を違反していますっていうときの、今村議員が動議で出した補助金の交付を受けている団体等の代表等にの「等」に副会長もあたるって言っているのならば、今村議員が今やっている役職と飯田議長の役職の何が違うんですか。その説明をお願いいたします。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

それは町から補助金が出てるか出てないかという話です。消防のほうは、補助金じゃないですね、運営費。これは町長が任命している組織です。これ、団体、まあ団体って言えば団体ですけど、あくまでもその違いはあります。これは経済団体であって、任意団体であって、そこから町の補助金が出ている。それと、町が運営する団体との差っていうのは違うと思います。

また、野球連盟については、確かに審判部受けてますけども、これも町から補助金はないんですよ。体育協会から出てるんですけども、それをね積み上げていけば伊藤議員の言われるとおりのなのかもしれませんが、あくまでもこの文章からすると、町直接、町から補助金をもらっている団体、商工会の副会長、私やってみましたけど、伊藤議員も今ね、副部長ねやってますけど、私は部長は当たらないと思います。というのは、その子団体、親団体と子団体で、それで変わってくるんじゃないかなと思ってますので、その差じゃないかなと私は感じておりましたので、こういうふうな質問になりました。よろしいでしょうか。

菊地委員長

櫻井委員。

櫻井委員

今村議員に、解釈の仕方についてちょっと質問したいんですけども、また、柴田議員が言った「原則として」というところを私もやっぱりどうしても見ちゃうんですけど、いわゆる「原則として」というものが抜けていたということで、例外として、例外として〇〇のときは除くとか、原則これで、これになったときにはこのような罰に処するとか、そういう文言が全くないといったところで、どちらにも取ることができるんですね。前回も言ったように不問にするということの解釈もできれば、過去に遡り、条例制定時まで遡って、そこに該当することを罰するということも可能。そうなると、先ほど飯田議長の釈明のときに何名かの議員がそういうことにも該当しているというようなことがありますと。そんなときに、例えば今、飯田議員を何かの罰に処したときに、お互い様で、何というんですか、泥仕合というんですか、もうやったらやり返し、その繰り返しになってしまうんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこで今村議員は、ここを不問とするといっ

たような答えを出すというふうなお考えってございますか。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

いやあの、その方法がどうだかちょっとわかりませんが、私が動議やったときの話の中では、私は責めたててませんよ、辞めろとも一言も言ってませんよ。それは皆さんご存知ですよ。私はこういうことが町民から案件として上がってきましたので、これは自分自身が判断すべき案件じゃないですかというお話をさせていただきました。その後、私は全員協議会で話し合っただけで決めればいいのかと思ってましたけども、結果的にこういう形になりましたから、その後のですね2番に関しても、私、何とも別にあの、飯田議員と喧嘩するつもりも何もないですよ。ただ、これはあくまでも議会のなかでこういうことがあったよということで、議案に乗った部分ですから、これは私が動議一人出しても、これ議案に乗っかんないんですよ。その後に過半数の方が、これ議案として成立させたわけですから、私が一人で喧嘩売ることにはできません、これは、あくまでも。あくまでもこの議場のなかで発言さしてもらいましたが、その後のことは議員全員で協議していく案件だと私は思っていますので、だからその、何ですか、罰則を作るとかなんかじゃなくてですね、そういうことなっちゃうと、それはあくまでもやって、櫻井議員言ったとおりやったやられたなっちゃうじゃないですか。そうじゃなくて、こういうことが出てきたのであれば、しっかり議会のなかで話し合うことが大事だと私は思っていますので提案さしてもらった。ですから、責めたててませんよ。これは話し合うべき案件だと、自ら考えていただくべき案件じゃないかということで、その動議の中でも話をさしてもらったと思います。ただ、結果的にこういうふうなところまできっちゃうと、なかなかねそういうことじゃ収まりつかないのかもしれないですけど、できれば私もその、何ていうんですか、やったやられたっていうことじゃなくてですね、しっかりとこれは議会の中で判断する案件だと思っていますので、よろしくをお願いします。そういう答えでよろしいですかね。

菊地委員長

櫻井委員。

櫻井委員

今村議員のお考えはわかりました。その中で、今現在、この今の条例ですね、条例が正しいと思っいらっしゃいますか。このままでいいと思っいらっしゃいますか。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

今現在、生きている以上は、これに従わなくちゃならないと思っってます。ただし、こういうことで話し合う機会ができたんですから、結果が出れば、その後は皆さんの考え方で不備を直していくことは大事だと思っってます。

菊地委員長

石山委員。

石山委員

今村議員にお伺いします。先ほど飯田議員のほうから6月13日の動議から商工会副会長就任までが1年前だったっていうような発言があったんです。その1年の間ですね、その商工会のなかで、まずそういう飯田議員が副会長なのはおかしいというような声が相当数あったのかどうかをまず一点お伺いすると、あともう一点は、その1年前ですね、こういう話が出て、その総代会のなかで、先ほどどなたかの質問のなかで、倫理条例があるんであれば、その倫理条例のなかで、議会のなかで議論をしてほしいというような商工会の会員の方からの話があったということなんですけども、先ほどその飯田議員が1年間後にこういうことが、そういうその政治倫理条例に抵触するというような話が出てきたんですけども、その1年の間に、そういったものが本当に何人かの方から出てたのかどうかについて、その事実をちょっと確かめたいと思っます。

菊地委員長

今村議員。



今村議員

出たか出てないかは私はわかりません。それっていうのは、あくまでもこの日の総代会のときにお話をいただいたんですね。その前には、その前の私、総代会のときって、出てましたけども、用事があったって途中で退席してたんです。ですので、その前の総代会の時にそういう話その内部であったかどうかともわかりませんが、あったのかどうかってのは、その会員さんの中で聞いてみるしかないと思います。私自身に話があったのは、この日が初めてです。

菊地委員長

石山委員。

石山委員

そうすると、その会員さんのなかで、商工会に対しては、飯田議員が副会長はおかしいというような話は、その商工会の執行部のほうには伝わってはないというようなことでよろしいでしょうか。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

だと思います。私はそちらのほうに話があったってことは聞いておりません。

菊地委員長

石山委員。

石山委員

そうすると、副会長なってから1年ぐらいたった後にこういう話が起きて、その議会の中で議論をなささいよというような話になったということですけども、その前にちょっとその商工会の中で、その政治倫理条例のこともあるんでしょうけど、この議会の。ただ、その商工会の中でそういう話が、こう何ていうんですか、その執行部に対してですね、商工会副会長の身分はちょっとおかしいんじゃないかというような話がなかったっていうの

はちょっと不自然なような私は気がするんですよ。そういうその事実が、今村議員に今聞いたら確認できてないということなので、ちょっとわかりませんが、そういう話がもう1年も副会長の身分でいけば当然あってしかるべきなのかなってというような気はするんですよ。

今村議員にお伺いしますが、これはその政治倫理条例違反というのを、その会員の方というのは、常日頃からその政治倫理条例を例えば何かで知ってて、議会で今村議員にその議論しなさいよって言ったのかどうか伺います。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

その方が政治倫理条例が詳しいかどうかはわかりませんが、多分ですけど、これは私の憶測です。前例がありましたので、多分前例に沿って、だれだれさんと同じじゃないのかなってことで多分意見言ったのか、調べたのか、ちょっとそこまでは私もわかりませんが、そういう意見をいただいたというところであって、その前段の先ほどの石山議員から言われたその1年間そういう話がなかったのかなってという部分で、それは逆に伊藤議員とか理事会のほうで出てたかどうかわかりませんが、あとは会員がね600人ぐらいいますので、なかには言った人がいるかもしれませんけども、それがどう伝わってきたかっていうのが今まであったのかなかったのかっていうところの部分だと思いますけども。

菊地委員長

ほかにございませんか。小沼委員。

小沼委員

今村議員にちょっとお伺いしたいと思います。今回ね、動議という形で出したんですけども、その動議を出してからね、いろんな何ていうか、下ろせとか、取り下げろとかってというような話が、私も若干聞いてるんですけども、話を聞いたなかでね、ある団体の方から今回は動議を取り下げろというような話があったというような話を聞いておりますけ

ども、これ本当なんですか。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

あったかないかということであれば、ありました。ただ、それは私の知り合いで、私を心配してですね、そういうやり方じゃなくて別なやり方があったんじゃないかということで、心配して連絡をいただいたということでもありますので、むりむりそうやれということじゃありません。ただ、飯田議長からは、取り下げるようなお話をいただきましたので、次の日の14日の日にですね議案が成立しておりますので、私は一人で動議を出したわけじゃなくてですね、議案成立してますから、議案を成立した皆さんに下げていいかどうかを確認いたしました。確認しましたが、議案で通ったものですから下ろせないよということで、そのまま下ろさないでの今の状況になっております。ただ、動議でどうしてもねやったことが悪いような感じで取られてますけども、先ほどもちょっと言いましたけども、動議は発言する方法の一つですので、私はそれを下ろす下ろさないは、どうなのかなっていうのは一つありますけども。

菊地委員長

小沼委員。

小沼委員

今回はこの倫理条例を審査するために開いたわけなんですけれども、その倫理条例のなかにも個人情報保護法が入ってるんですよ。そういうなかで、その個人情報保護法と、それから議員としての守秘義務があるわけですよ、議員として。これがその日のうちにそういうその部局議員以外の人からそういう話があるということ自体が、じゃあこれ誰が話してるのか。先ほど飯田議員が一切そういうことは漏らしておりませんという話したけども、その辺がね、議員として、議長として、倫理条例にこれ引っかかってこないのかと。ある議員もそういう話を今村議員にしたという話で、私はある議員という話してますけども、先ほど私はフルネームで言われてますけれども、こういったことがね、こういう議会

の中で、その倫理条例で決まって、それから個人情報保護法も成立した中でね、平気でこれ行われるということ自体が、私はどうなのかなと思うんですけども、まあそれは別として、今村議員、今言ったように別な議員からもそういった話ってありました。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

別に動議に関しての別な話はありませんでした。

菊地委員長

そのほかございませんか。

ないようですので、2番目の恫喝についての質問に移りたいと思います。

ご質問のある方は挙手でお願いいたします。勝村委員。

勝村委員

今村議員にお尋ねいたします。ここに四つほど挙がってますけども、これは事実ですか。それをちょっと確認したいんですけども。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

事実です。事実じゃなければ、こういう動議を出しません。わざわざ嘘ついてまで、こんな文章出しませんので。

菊地委員長

勝村委員。

勝村委員

飯田議員からは言ってないと、話が出てるんですが、これに相違ないということで認識してよろしいですか。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

レコーダーも何もね録ってませんし、言った言わないになってしまえばそれは水掛け論ですから、飯田議員が言ってないっていうことであれば、そうなんでしょう。ただ、私からすれば言われてますので、そこは何とも解釈の違い。ただ、テープレコーダーもね、いつも用意してるわけじゃありませんので、いきなり言われて用意できるものでもありませんので、証拠出せと言われても証拠はありませんので、そういうことです。

菊地委員長

勝村委員。

勝村委員

今村議員、僕ちょっと廊下でね、少し声荒げてしゃべってる時があったなという記憶はあるんですよ。その内容的にはちょっとね、わかんなかったんですが、飯田議員は冷静に話はしたという話をしていますけども、その点はいかがですかね。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

それも言った言わないと、感情ですので、それは取り方ですから、勝村議員に言われても、私も何とも答えようがありませんので、はい、よろしくお願いいたします。

菊地委員長

ほかにございませんか。伊藤委員。

伊藤委員

恫喝ということなんですけど、恫喝とかパワハラとかという言葉なんですけど、これはどのぐらいのこの、今村議員に対して飯田議長が強さで言ったのかなってところなんですけど。受け止め方として恫喝と受けたんだから全部が恫喝なんだろうけど、言葉を取っていると、今村議員に対する恫喝ではないんじゃないのかなと。ここ、こうこうあって、先ほど飯田議長にも聞きましたけど、これ以外にもいろいろ話し合い、やり取りあって、反論があつたりって聞くんですけど、恫喝と取った部分っていうのは、どういった文言なんだろう。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

難しいですよ。ですから、先ほど勝村議員にもお話しましたが、受け取り方なので、私からすれば強い口調で言われたということでもありますので、これはまあお互いの感情の部分、感受性のっていうかね、受け取り方と、その部分じゃないかなと私は思いますけども、私からすれば大分強い口調で言われたんだなと思っておりますけども。

菊地委員長

伊藤委員。

伊藤委員

今回はこの恫喝の件なんですけど、この署名書があがってきて、政治倫理審査会にかかるといのは一連の流れで今村議員もわかっていると思うんですけど、この文面作って、動議で上げてっていうのはもともとにあると思うんですけど、この恫喝に対して、政治倫理審査会はどうすればいいですか。どう判断をすればいいのかなっていうのは、もうここに25名の署名がのってきて、これを審査してくれと言ってるんですよ、文言では。でも、一

番下に「議員が議場において自分の意見を述べてはいけませんか。これは議会制民主主義の根幹にかかわることです。」と、この事柄を政治倫理審査会でどう方向つけるとか結論をつけるっていうのは、今村議員としてどうお考えでしょうか。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

先ほどの櫻井議員のときもお話しましたが、私は何ていうんですか、飯田議員に対して、ああしろこうしろじゃなくてですね、自らがお話をさせていただきかと思っただので、動議の時もですね、あくまでも何を辞めろとか、これをしろとかじゃなくてですね判断していく案件だと。ただ、そのことが、ちょっと議場内では弱すぎてですね、議案として成立するかしないかみたいな案件が、休憩してですね、とられたのも一つです。本来であれば、私がお話の時に、全てこうしろああしろという意見で言えば、こういうような案件じゃなかったのかもしれませんが、ただ、私はあくまでも動議で発言した部分を、この用意したほうがいいということなので文章化しただけですので、この先これをどうするかっていうのは、審査会、皆さんの中で話していくべき案件じゃないですか。私は審査会から外れましたから、私がどうするじゃなくてですね、この審査会の中の皆さんが結論出すことなんじゃないかなと私は思いますけど。

菊地委員長

伊藤委員。

伊藤委員

9月13日の動議の件からここに署名書まで、私は一連の作業だと考えて、この文章も今村議員が作られたというのは議事録から拾った文言もいっぱいあるでしょうし、それで、ちょっとこう、文言が、1の文言、柴田議員がこの文面が間違っているというか、あえて故意に間違えて「原則として」という文字抜いたり、「違反をしています」って書いたり、最後に「議員が議場において自分の意見を」っていうけど、これ、議場外の飯田議長と今村議員のやり取りとかがあっていうことを書いているのに、最後にここは政治倫理審査会に議

員の資質を倫理審査会に諮ってくれみたいな言い方なんですけど、これってどう落としどころつけていいのかわかんないんですよ。言った言わないは、結局うやむやになって終わってしまうんじゃないのかなっていうけど、じゃあだったら書かないでほしかったなっていうことも思うし。最後に言うこの議会制民主主義の根幹っていうのは、最後、決取ってやんなきゃいけないんですけど、言っぱなしで終わっているような感じがするんですよ。だから議長として何でしょう、不信任案じゃないけど、もう不適任者でしょうみたいなことを言うんだったらわかるんですけど、そこまで言わないっていうのはどういう意図があったのかっていうのを最後にお尋ねします。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

一個人を私、責めるようなことは言いたくなかったんですよ。ですから最初の倫理条例違反についてもそうですし、こちらについても、わかっただけならばということで動議を出したというところですので、それが進まなくてこういうことになってるので、ここで結果出さなくちゃならないでしょうけども。ただ、この議場でっていうのはですね、私は、これは政務活動費に対して反対したということでの、この民主主義の根幹にかかわることじゃないかなということで話してますので、伊藤議員がちょっと何か今、私の取り方が間違っていればあれですけども、この議場の終わった後に、この話を、この部分に取りつけてんのかなっていうふうに思ったんですが、じゃなくてですね、議場の中で話したこと、反対したことを反対出来ないというのはどうなんだということでのお話でこうなってます。私がちょっと危惧するのは、こういう部分で何で出さしてもらったかという、これから議会って人数も少なくなってきましたし、また、議員も入れ替わってくるなかで、やはり自分の意見、反対意見や自分の意見を言えなくなるというのは、議会としては大変まずいことかなと思ってんですね。やはり自分の意見を言える場所がある。新たに議員になる方もですね、発言することが大事であって、これが数の力ですね、例えば年上の議員から強く言われて反対だったんだけど賛成にいたりとか、そういうことがあっては、これは議会がですね、今後、危ういんじゃないかなと私は思ってますので、これはどういうふうな審査判断を皆さんがするかわかりませんが、でも、こういう事実があったとい



うことで私は述べさせていただいたんです。じゃないと、これは先輩議員が強かったりとかですね、数で、議案がねじ曲がっていくとなると、これは本来、予算化してないものが予算化されて、それをつけて議案が通ってしまったなんていうことであれば、これは町民に対して、私はこれは大変申し訳ないことがこの先あるんじゃないかなと思ってますし、できればですね、自分の意見をしっかりと述べられることが大事なんじゃないかと。また、ちょっとこの政治倫理条例じゃなくて、ここにありますように、ちょっとあの、議会基本条例の中にですね…ちょっとお待ちくださいね、基本条例のなかにですね…、議会基本条例の第5章「自由闊達な討議の拡大」ということで、第15条にですね「議員は議員の討論の場となることを十分に認識し、議員相互間の討議を重視して活発に進めること」ということがあります。やはり意見の交換というのは、この議場で行われるべきでありますし、これは飯田議長もですね、自分が議長に就任する際に、自由闊達な討議を進めていくというふうなお話をしておりましたので、私は、いや、この議会は今度は新たな議会で自由な発言ができるんだなと思っておりましたので、反対意見でも、まあできれば反対はしたくありませんけども、でも自分の意見を曲げることはどうかなということ今回こういうふうな発言をさせていただきました。

もう一つちょっと加えさせていただきますと、私、今までに議案で悔やんでる案件が1件あります。それは、この庁舎の高台移転です。これだけは私は今までに悔やんでます。というのは、ほかの議案は私は自信持って賛成したり反対してましたけども、それだけが反対できませんでした。ここの建て替えじゃなくて耐震ですか、それは未だに思っているのは、そのときは前町長がどうしてもこれを建て替え、建て替えするか、高台移転じゃなくて、この場でやるといった意見に賛成してしまったと。今になれば、あれはやっぱり反対していくべきだったなと思ってるのが1件あります。ですから、後になってですね、やっぱりこう言っておけばよかった、ああ言っておけばよかったであれば、ちゃんと言うべきかなと。そのときは、前町長に言われたのは、町民がまだこの浸水区域にいるのに、庁舎だけ高台に移れないと言われたので、私もちょっとそこで揺らつきましたが、実際は高台に移転してからでもそれはできたんじゃないかなと思うところありますので、やっぱりそういった今までの思いもありまして、議会のなかでですね発言することの大事さっていうのを改めて思って発言させていただいてますんで、ご理解いただければと思います。

菊地委員長

ほかにございませんか。和田委員。

和田委員

今村議員にお尋ねしたいです。これね、この名簿、この中に私の母親の名前も入ってるんですよ。ほかの議員さんがね、まずこれが議会にあがる前にそれを知っていたという事実、これはご存知だと思ふんですけど、それでね、これを議会に上げる前に、この名簿を誰かに見せた、ほかの議員さんに見せたということ、ございますか。先ほどね、飯田議員の質問のなかでは、これ何でほかの議員が知ってんのって、上程されて初めて、勝村議員も、何回も言いますが、勝村議員なんかは、もう初めてこれは上程されてわかった、見たという、個人情報のかたまりですよ、言ってみれば。これがほかの議員がそれ知っていたという事実で、飯田議員に聞いたら私はわかりません、なぜか。じゃあ考えられるのは、【削除】か、それとも例えばこの名簿を作成した人がほかの議員に見せた可能性がある。そういうところの事実はございますかね。

菊地委員長

今村議員。

今村議員

私自身は、これは作成しましたけども、名簿を書いてもらった署名の部分は見ておりませんで、誰が書いたか私はわかりません。名前言うのあれですけども、ほかの議員のほうに渡してありましたし、そのほかにです、私は先ほど言ったとおり、できれば全協で進めるべきかなと思ってましたから、あと、出す出さないはそちらでやられたのかなと思いますので、実際その文書は作りましたけども、その署名の後ですか、それは私は全然関知してませんでわかりません。

菊地委員長

和田委員。

和田委員

ありがとうございます。ということは、これ、本当に不可解ですよ、これ、どういうことになってんだかね。再度言いますが、こういうのでは、例えばいろんなことで署名活動してくれた町民の方、もう恐ろしくて名前書けなくなっちゃう。先ほども、これ署名した人のなか、一人か何人か飯田議員がそこ行って、何でお前書いたんだみたいな話をしたということもね、私の耳に入ってきてますので、これもまた別の機会にちょっと倫理条例とあわせてですね、ちょっと審議していただきたいなとは思っています。これ、委員長に対する要望なんで、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

菊地委員長

ほかございませんか。

ないようですので、調査事項2ですね「飯田議長から議員への恫喝の件」については、以上で質疑を終わりといたします。

以上で、今村議員に対する調査を終了いたします。

今村議員は、大変ご苦勞様でした。

【今村議員 退場】

菊地委員長

若干、10分間休憩したいと思います。よろしく申し上げます。

【午後 4時13分 休憩】

【午後 4時23分 再開】

菊地委員長

引き続き審査を進めます。

それではですね、今日は飯田議員、そして今村議員、両名からの聞き取りを終えました。その後ですね、署名された方々をお呼びしながら、直接、事実確認を行って審査を煮詰めていくということで、そういう方向で進めていこうということで合意していたと思います。

しかしながらですね、申請者をお呼びすることについては、委員長と副委員長、そして事務局にて検討した結果、いくつか課題も見えてきましたので、そこで今回は申請者から意見聴取に関して、お手元に提案させていただいておりますこれについて協議をしていただきたいと思います。この点について事務局から説明をいたします。

議会事務局 栗毛書記

それでは、私のほうからご説明いたします。

お手元の資料のほうで、「申請者への意見聴取について」、こちらのほうをご覧ください。

こちら、あくまでも案なんですけども、前回の審査会までは、申請人25人を審査会へ招いた上で、申請書の内容について事実確認を行う。今月中に実施を検討するといったことでお話をされたかと思います。

それでは、申請者が出席される場合の注意事項についてというのは、次の丸になります。

出席の依頼は、あくまでも「お願い」でありまして「強制」ではない。当然、欠席に伴う罰則規定はございません。

ここでの発言は公開される可能性があるということを出席者の方へ確認する必要があるがございます。

申請人には身分確認を求める。ただし、拒まれたときに、こちらは強要はできません。

申請人には事実のみの確認を行う。あくまでも意見を聞くのみであり、意見に対し、申請者と討論は行いません。

申請者は委員からの質問について答えられないこと、答えたくないことは、発言しなくてもよいことになっています。特に強制権や拒んだ際の罰則等もございません。

次の丸、懸念事項についてですが、事前に通知するとはいえ、申請人25人中何人集まるのかというのは不明でございます。必要最低人数を決めていない。また、もし誰も集まらなかった場合どうするのかというのも現在決めていない状況です。再招集するのかどうかということも含めて、この部分は検討が必要でございます。

出席者は、あくまでも申請者本人に求めるもので、代理人を定める規定はございません。例えば100条委員会における証人では、代理人は不可となっております。

通知は招集するまでに十分な時間が必要となります。今、土日配達してないので、町内郵便の到着必要日数は4日から5日ぐらいは必要な状況となっております。

それから、こちら事務上の手続ですけれども、こちらの都合で申請者の出席を求めるため、出席した際には費用弁償を支払う必要があるが、町の条例に当てはめると、支払えるのは交通費のみで、日当は不可となっています。あくまでも1キロ単位、よくいいますけど、35円、そういったものを払うような形となります。

続いて、出席する方の身分証明及び発言した内容を公表されることの考え方としまして、報告書へ申請者からの重要な事項を記載するような場合、それが誰から回答があったのかわからないような、そういった証言者不明の報告書を作成しては、報告書自体の信憑性が薄れると、この間、弁護士ですかね、町の弁護士さんのほうへ相談した上で、こういったアドバイスをいただいています。

裁判等においても、名前のないものは、ただの落書きと同じで、証拠とはならない、名無しの方は責任を持たずに回答をする可能性があることから、その信憑性が低くなるおそれがあるのではないかとということでアドバイスをいただいています。

以上の理由によって、委員長、副委員長、事務局のほうと検討をしまして、今回新たに提案する申請人からの意見聴取方法としまして、申請書の内容について事実確認を行うだけならば、申請人25人に対して、書面で行う調査という案もいいのではないかとということで、今回、案として出させていただいております。

なお、調査書の内容については別紙のとおりとなっております。

私からは以上となります。

菊地委員長

説明をいたしました。

この委員会の結論は、期日が決められております。なかなか日程どおり進んでいないという状況も踏まえてですね、今、出された理由など勘案しまして、申請者への聞き取りの方法の変更をね協議していただきたいなというふうに思った次第であります。

今の説明を受けまして、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。坂本委員。

坂本委員

これを変更するということで皆さんに諮るということでよろしいんですか。

菊地委員長

はい、そうです。

坂本委員

そうですね。ですから、もう多分皆さん方は、今お読みになられて、多分物理的な問題とか何かも含めると、やはりこういう形がいいだろうというふうに、先ほどもちょっと話があったと思いますけども、これで決を取ってもよろしいんじゃないですか。

菊地委員長

よろしいでしょうか。

それでは、申請者への聞き取りについては、こちらの会場に招集するのではなくて、書面によってアンケート方式に切り替えるということにご異議ないでしょうか。皆さんの挙手で決めたいと思います。

申請者への聞き取りのために、この会場に呼ぶという方向性を決めておりましたが、それを変更しまして、アンケート方式に切り替えていくということにしたいと皆さんに提案させていただきますが、これについて採決したいと思います。賛成の方、挙手でお願いします。

【挙手全員】

菊地委員長

全員賛成ですね。ご協力ありがとうございます。

それで、今日お配りした資料のアンケートの内容についてね、ご意見のある方は事務局のほうに修正する箇所などありましたらね、ご提案いただければというふうに思います。

もう一点ですが、今日の2名による審査会終わりました。いろいろと質問、そしてそのお答えがありましたが、今後、審査に必要な書類があるかどうかも含めましてですね、今日の回答を受けて今後どうしたらいいのかと、そのことも含めてご意見をいただきたいと思います。ご意見ある方は挙手でお願いいたします。坂本委員。

坂本委員

今日はゆっくり聞かせていただきまして、最終的にやはり感想としてはですね、言った言わない、またはその言葉の違いとかっていうことで、本人の人たちは、あくまでも事情を確認するという意味なんで、質問して答えを導き出すっていうことではないんで、審査会として我々が審査をするという方向を、きちっとやはりされたほうがいいのかなという感じを受けましたので、その方向で委員長にはお願いをしたいというふうに思います。そういう意見の取り方でまとめていただければいいのかなというふうに思います。

菊地委員長

伊藤委員。

伊藤委員

先の1番のその副会長の件が違反をしているかどうかというの意見が割れたところで、本人たちの、参考人たちの主張も全く別の、逆の方向なので、これは決を取っていくのかなと思うんですけど、2番の恫喝の件については、飯田議長は明確に否定をしていますが、今村議員からの聞き取り、参考人としての聞いたところによると、こういう事実があったことを皆さんにお知らせしたいんだっていう、私は受け止めたんです。私の質問に対しては。これが審査会が裁判とは言わないですけど、この言った言わないでいったら、原告と被告の立場になる方たち二人に話を聞いたら、片方は言っていない、片方は何かここに知らせたかったんだみたいな感じで、罰を与えてくれっていうことでもないですし、じゃあ、裁判所ではないけど、ここの審査会として決を出すのは難しいんじゃないか、和解勧告でいいんじゃないかっていうね、裁判所だったら、そんなレベルになっちゃう話なんですよ。だから、この2については、もうお咎め無しになっちゃうんじゃないのかなっていうので、その辺は私の受け止め方としては、質問に対しては今村議員は公表したかったっていう、そういう受け取り方をしました。はい、と思っております。

菊地委員長

今の意見がありましたが、いかがですか。海老沢委員。

海老沢委員

はじめに2番のほうに関しては、これ、一対一の、正直言って密室に近い状態で言った言わないの話になっちゃうと思うんで、これはやっぱりその伊藤委員が言ったとおりでいいのかなと思います。

私がこういうことで話しちゃうと、またややっこしくなるんですけども、今村議員の恫喝の話がほかの場面でも出てるんで、飯田議員じゃなくて、今村議員から私に対してこういう案件で当事者に恫喝されたんだっていう相談を受けたことがあります、以前。そのときに、テープを聞いたときに、何でこんな内容が恫喝になるのかなっていう内容だったんで、これはやっぱり個人的に言った言わないの話になっちゃうんで、ここは倫理委員会のほうで判断すべきではないのかなと。

菊地委員長

和田委員。

和田委員

今のご意見、皆さんごもっともなんですよ。ただ、これがね、言った言わないで、どっちにしたって平行線ですが、話の内容によるとね、議長不信任案ってさっき誰か言ってたけど、そういうのに発展していく可能性もあるんですよ。まあこれはどういうふうにするのか、委員長の判断と、それから皆さんにお諮りをして、最終的にどういうふうにするのかは決定していけばいいと思います。

以上。

菊地委員長

ほかにございませんか。

それじゃあ、お二人からお答えを聞くと、質問を受けて聴取するという、これは今回で終わりにするというので進めていきます。

今日の答弁を踏まえてですね、最終的な結論に進めていきたいと。

今、2番目のことも言われましたけども、これについてもそういう方向で皆さんの意見が、反対の声がなければね、そういう方向がいいのかなというふうに思います。

ただ、申請者からの結果が出てきますのでね、それを踏まえて、また審査委員会を開催



すると、そういう方向で進めたいと思います。ただ、日程については今決められませんので、その点ご了解いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。和田委員。

和田委員

これね、調査書は期限切って出さないと駄目だと思いますよ。期限切って、それまでに出した人は出す、出さなくてもいい人は出さないというような感じで、これでいつまでもただら待っていると期限がなくなっちゃいますんで、期限つけて出したほうがいいと思います。

以上。

菊地委員長

わかりました。

そのほかございませんか。勝村委員。

勝村委員

今、和田君から出ましたけども、いつ出します。今週、来週、そこら辺ちょっと、きちんと、もうできてっから。早急にやしないと期限きますので。

菊地委員長

できるだけ早く出します。皆さん方の意見、アンケートに対する内容のこともありますので、今週は金曜日が休みだったのかな、のこともありますので、今週中にまとめて、来週早々に出せるようにということで事務局長とは相談していきたいと思います。皆さんのご協力もよろしくお願いします。大幅な変更されると困りますので、その点を。

そのほかございませんか。坂本委員。

坂本委員

ちょっと気になったんですが、いわゆるこの今日、聞き取りをしまして、守秘義務の話が出たときに、【削除】という話が出たと思うんですが、多分その【削除】という形が守秘義務という関係でいわれると、多分【削除】違反に抵触してしまいます。ですから、そこは議事録から削除したほうがいいかなというふうに思いますんで、諮ってもらえればと

思います。

菊地委員長

ただいま坂本委員から、そのような指摘がありました。これを、今日の会議の議事録から削除したほうがいいのではないかと、これについていかがですか。賛成の皆さんの挙手をお願いいたします。

【挙手 7 人】

菊地委員長

賛成多数ですので、その方向で進めます。

なければ、以上をもちまして、今日の政治倫理審査会を終了いたします。

大変ご苦労様でした。

【午後 4時38分 閉会】